

多国籍企業とともに成長—上海における地域統括会社誘致の新政策

中国税務ニュースフラッシュ
2019年8月
第25号

概要

2019年8月13日、上海市人民政府は「本市における多国籍企業地域統括会社発展促進に関する若干の意見」¹(沪府規[2019]30号、以下「意見」)を公布し、多国籍企業地域統括会社(以下「地域統括会社」)の集約奨励、並びに投資利便性の向上、資金使用自由度及び利便性並びに貿易物流利便性向上といった四項目について、地域統括会社等機能性機構の上海における集約、並びにその機能と能力・地位の向上を促すために、30条の地域統括会社発展促進に係る具体的措置を提起しました。「意見」は2019年9月1日に正式に施行され、有効期限は2024年8月31日までです。

「意見」では、地域統括会社及び外商投資性公司の認定条件を緩和し、資金使用の自由度を引き上げ、貿易、研究開発、物流、統括会社に対する各種優遇政策等の政策を運用し、多国籍企業の運営上の困難を解決することを意図しています。将来的にこれらの措置が実行に移されれば、多国籍企業の中国事業にとって大きな利便性がもたらされ、ひいては全く新しい投資運営モデルをも可能にすることも考えられます。中国市場にまだ参入していない若しくは中国市場への進出を検討している多国籍企業は、新たな政策の要点を把握し、中国市場参入の計画を練ることが推奨されます。

詳細

長年にわたり、上海は、地理的利点や包摂的かつ開放的な投資環境を利用し、中国本土において地域統括会社と外資研究開発センターを最も多く誘致している都市です。上海市政府記者会見にて公表されたデータによると、2019年7月末現在、上海では多国籍企業の地域統括会社を累計で696社、研究開発センター450拠点を誘致していることが示されました。2019年以来、上海市関連当局は、実地調査、フォーラム等を通じて、上海における地域統括会社の発展に存在する問題の整理に取り組んでおり、統括会社の成長に際して直面する問題に対し解決策を提供してきました。「意見」では以下の一連の措置を提起しています：

地域統括会社認定基準の最適化

「意見」が公布される前は、地域統括会社の親会社総資産が最低でも3億米ドルあることを要求しており、登録資本金と管理権限を付与された機関の数についても要件が規定されていました。昨今の新興経済(インターネット、サービス産業等)で広くみられる軽資産モデルの多国籍企業の要求が非常に高いといえます。さらに、従来規定では、地域統括会社は外商独資企業であることが必須とされていました。中国資本市場の成長と開放に伴い、多国籍企業では中国における上場を検討する場合もあると考えられます。地域統括会社が上場企業となる場合、外商独資企業の性質が変わり、地域統括会社の資格にも影響が及びます。多国籍企業の成長を支援し、新興企業の地域統括会社誘致を目的として、「意見」では地域統括会社認定条件²の緩和が提起されています。詳細は下記のとおりです：





- 多国籍企業の地域統括会社の親会社の総資産要件を2億米ドルに緩和し、多国籍企業の統括会社型機構の親会社の総資産要件を1億米ドルに緩和する。
- 多国籍企業地域統括会社の親会社の登録資本金及び地域統括会社から管理権限を付与された機構数の制限を取り消し、多国籍企業統括会社型機構の親会社による中国における投資企業設立数の制限を取り消す。
- 多国籍企業地域統括会社及び統括会社型機構を外商独資企業とする制限を取り消す。

上記の緩和措置は同日に公布された「多国籍企業による地域統括会社設立の上海市奨励に関する規定」³(沪府規[2019]31号)にも言及されています。注目すべきは、新規定では依然として地域統括会社に対し、2つ以上の国の統括会社機能を担うことを要求している点です。即ち、地域統括会社の立ち位置は依然として国・地域横断型であるといえます。さらに、当該文書によると、地域統括会社に一旦認定されると、関連規定に基づき創業、賃貸補助及びその他奨励が適用される可能性があります。地域統括会社認定基準が緩和された後、関連する補助・奨励措置をどのように実施するかについては、関連文書の公布を待つ必要があります。

地域統括会社の機能発揮の促進

「意見」では、地域統括会社認定条件の緩和を通じて、より多くの地域統括会社を誘致している一方、多国籍企業の投資、資金運用及び財務管理、購買及び販売、研究開発、人事、並びに物流及び流通等、六つの統括会社機能に関連して、投資利便性の向上、資金使用の自由度及び利便性の向上、貿易及び物流利便性の向上、研究開発利便性の向上等の面で政策上の利点の明確化が求められます。

1) 投資性公司設立条件の緩和

外商投資性公司の設立を通じた対中投資は、これまで外国投資者が好んできた対中投資方法でした。その理由として、外商投資性公司は外貨建て資本金を中国において持分投資として使用することができ、各中国子会社からの配当を集中して配分することができる事が挙げられます。「意見」公布以前は、外国投資者が外商投資性公司を設立するには一定の条件⁴を満たす必要がありました。当該条件に従い、中国で投資性公司の設立を望む多国籍企業は、いずれも、まず中国にて外商投資企業を設立又は買収し、一定金額の登録資本金を払い込む必要がありました。多国籍企業が中国にて投資性公司を設立する目的が、これを通じて全ての中国の投資を管理することである場合、当該多国籍企業は投資性公司を設立した後、さらに中国の各種投資先企業を再編等を通じて当該の投資性公司に譲渡する必要がありました。この段階で追加の税負担が生じる可能性があり、実務においても不確実性がありました。

今般公布された「意見」では、設立申請前の資産総額が2億米ドル以上に引き下げされ、かつ国内登録資本金又は投資企業数の要件が取り消されています。これは、中国にまだ進出していない又は中国に進出予定である多国籍企業にとって朗報です。新政策では、多国籍企業は投資性公司を設立してから投資計画を練ることができるために、多国籍企業の中国投資構造確立のステップが簡素化され、上記の状況で挙げた追加の税負担や実務上の不確実性を回避し、投資の利便性が向上されていると言えます。

2) 資金使用自由度の改善

資金使用自由度及び利便性の改善について、「意見」では13条の措置が提起され、外貨管理、金融市場、クロスボーダー人民元業務等の内容が網羅されています。これには、クロスボーダーキャッシュ・プーリング業務を通じた集中運営管理、経常項目資金集中受け払い及び純額決済業務、集中外債(又は国外貸付)管理、キャッシュ・プーリング多通貨国内資金メイン口座管理等が含まれます。これは国家外貨管理局が以前に公布した「多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定」⁵(匯發[2019]7号)において言及された措置に対応しています。新政策では、地域統括会社がクロスボーダーキャッシュ・プーリングの届出を行った後は、マクロプルーデンスの原則及び事業の必要性に基づき、そのメンバー企業の外債及び国外貸付を自ら集中管理し、通貨ごと、債権者/債務者ごとに外債(又は国外貸付)を逐次登記する必要はありません。これにより、地域統括会社の資金配分機能が強化され、その国内外の流動現金が充分に利用され、為替レートリスクが集中管理されます。同時に、上記の規定は企業の債権債務の長期未決済等、過年度の問題にも解決のための新たな手段をもたらします。

さらに、「意見」では地域統括会社の外国籍従業員がA株の国内上場会社のストックインセンティブ資金の管理に参画することを支援することについても言及しており、これにより多国籍企業の国内資本市場での上場に対して高い柔軟性



をもたらすことが予想され、アジア資本市場にて上場を模索する多国籍企業にとって非常に心強い指針になると予想されます。

3) 地域統括会社によるグループの再編参画の支援

多国籍企業の再編に関する税務処理は、時として政策の不明確さにより実務レベルで手続が異なる等の状況が生じることがあり、多国籍企業に投資リスクが生じることが散見されます。今般の「意見」では、市税務局、市財政局が地域統括会社の企業再編に対し支援措置を提供することが盛り込まれています。税務の観点から、クロスボーダー再編には多数の政策上の不明点があり、将来的に上海において地域統括会社の企業再編に関する税務事項の政策サービスが強化できれば、地域統括会社の多数の地域、税目を網羅したサポートが可能になり、企業再編の租税徵収処理の確実性が高まり、多国籍企業により多くの安心感を与えることにつながります。

4) “一照多址”実施のパイロットプログラム

「意見」では、地域統括会社のグループ企業を対象に、全市“一照多址”(一つの営業許可証で多数の営業所に対応)のパイロットプログラムを試行し、貿易機能が突出した地域統括会社による支店開設の利便性を改善することが提唱されています。従来、地域統括会社におけるグループ企業は企業母体の法定住所以外で経営活動に従事する場合、市場監督管理部門に赴き分支机构営業登記を行う必要があり、“一照多址”が実施されれば、企業が自動的に経営場所の届出先を選択することができ、企業の営業許可証申請にかかる時間を有効に節約することができます。また、「意見」では、適用範囲を全市と定めており、これはつまり地域統括会社のグループ企業が上海市内の全ての分支机构について経営場所の届出を行うことができ、区県等の行政区区分の制限を受けないことを意味します。

上記の措置のほかに、「意見」の中で注目すべきその他措置には次のものが挙げられます。統括会社機能強化の保障: 例えば、外国籍高級家政サービス人員の出入境居留証明書の受理、国際的大手医療グループの誘致、外国籍人国外医療保険国内決済の利便化、質の高い外国籍子女学校誘致の奨励等があります。通関と物流の利便性向上に関して、原産地証明書のセルフプリント及び信用格付けの連動、関税保証保険パイロットプログラムの支援、条件を満たす地域統括会社による区域外・区域横断発加工又は深加工結転の奨励、グループの担保の模索、信用措置共有等、税関監督管理措置の奨励、地域統括会社の登記・通関・減免税、保税等業務に対する利便性の提供が提唱されています。また、研究開発利便化の面では、主に研究開発型地域統括会社を対象とする試験用材料輸出入の利便化、外資研究開発センター設立補助及び家賃補助申請支援に係る人数要件、国外知的財産権の行政保護の確保、地域統括会社の知的財産権保護等が提唱されています。

まとめ

「中国(上海)自由貿易試験区臨港新片区総体案」に続き、「意見」は上海政府が直近で公布した重要文書であり、上海が自動的に多国籍企業の成長基盤を提供し、国際貿易投資規則に新たな変化をもたらす姿勢が示されています。これまでの政策と比較すると、今般の「意見」ではマルチレベルかつ多方面の優遇措置が提唱されており、地域統括会社にとっての利点はこれまでの財政補助金や奨励金だけにとどまらず、市場規則の尊重や企業の長期的成長及びビジネス環境の最適化に主眼が置かれていることがうかがえます。

注目すべきは、統括会社の成長促進及び養成の面で、特定の高付加価値機能(例えば、研究開発等)を提供する特定企業については、法律レベルでの知的財産権の保護推進のほかに、物品輸出入の利便化や補助金等の優遇措置が提起されており、企業の高付加価値機能の発展が重視されている点です。

「意見」にて提案される政策が実施された後、これらの措置は多国籍企業の中国業務にとって非常に大きな利点となり、ひいては全く新しい投資運営モデルにつながる可能性があります。特に、まだ中国に進出していない若しくは進出準備中の多国籍企業にとって、新政策の内容を吟味して中国市場参入計画を最適化し、例えば、投資前にまず外商投資性公司を設立すべきか否か、どのようにクロスボーダーキャッシュ・ブーリングの機能を有効利用するか等、検討を重なることが重要になります。同時に、多国籍企業は、上海自由貿易区臨港新片区の奨励政策も勘案し、上海における投資を合理的に計画し、政策の利点を積極的に活用することが今後の経営に重要になるでしょう。

注記

1. 詳細はこちらのURLをご参照ください: <http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw61406.html>
2. 「意見」実施前後の地域統括会社及び統括会社型機構の認定条件の比較については付録をご参照ください。



3. 詳細はこちらのURLをご参照ください: <http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw10800/nw42944/nw44392/u26aw61407.html>
4. 投資性公司設立申請には下記の条件を満たす必要があります:
 - (一)1、外国投資者の資質・信用が良好であり、投資性公司を運営するうえで必要な経済的実力を備え、申請の前年における当該投資者の資産総額が四億米ドル以上で、かつ当該投資者が中国国内で既に外商投資企業を設立しており、その実際に払い込んだ登録資本金の出資額が一千万米ドルを超えること、若しくは2、外国投資者の資質・信用が良好であり、投資性公司を運営するうえで必要な経済的実力を備え、当該投資者が中国国内で既に十以上の外商投資企業を設立しており、実際に払い込んだ登録資本金の出資額が三千万米ドルを超えること。
 - (二)合弁方式で投資性公司を設立した場合は、中国投資者の資質・信用が良好であり、投資性公司を運営するうえで必要な経済的実力を備え、申請の前年における当該投資者の資産総額が一億人民元以上であること。
5. 詳細はこちらのURLをご参照ください: <http://www.safe.gov.cn/safe/2019/0318/12717.html>

付録

	多国籍企業地域統括会社	本社型機構
新規定	<p>(一)独立法人格を有する外商投資企業であること。</p> <p>(二)親会社の資産総額が2億米ドル以上であること。</p> <p>(三)親会社から権限を付与され、2国以上の管理意思決定、資金管理、購買、販売、物流、決算、研究開発、研修等、本社機能を担うこと。</p> <p>(四)登録資本金が200万米ドル以上であること。</p> <p>(五)上記の条件を基本的に満たし、所在地域の経済発展に突出した貢献をしている場合は、状況を考慮して認定する。</p>	<p>(一)独立法人格を有する外商投資企業又はその分支机构であること。</p> <p>(二)親会社の資産総額が1億米ドル以上であること。</p> <p>(三)親会社の権限付与を受け、2国以上の管理意思決定、資金管理、購買、販売、物流、決算、研究開発、研修等、本社機能を担うこと。</p> <p>(四)登録資本金が100万米ドル以上であり、分支机构の形式で設立された場合は、本社が支給する運転資金が100万米ドル以上であること。</p>
従来規定	<p>(一)独立法人格を有する外商独資企業であることを必須とする。</p> <p>(二)親会社の資産総額が4億米ドル以上であること。サービス業の企業が地域統括会社を設立している場合は、親会社の資産総額が3億米ドル以上であること。</p> <p>(三)親会社が中国国内の投資で累計で払い込んだ登録資本金総額が1000万米ドル以上であり、かつ親会社からの権限付与を受けて管理する中国国内外企業が3社以上あること。若しくは親会社からの権限付与を受けて管理する中国国内外企業が6社以上あること。上記の条件を基本的に満たし、所在地域の経済発展に突出した貢献をしている場合は、状況を考慮して認定する。</p> <p>(四)登録資本金が200万米ドル以上であること。</p>	<p>(一)独立法人格を有する外商独資企業又はその分支机构であることを必須とする。</p> <p>(二)親会社の資産総額が2億米ドル以上であり、中国国内で既に2社以上の外商投資企業を設立しており、そのうち少なくとも1社が上海に登記されていること。</p> <p>(三)登録資本金が200万米ドル以上であり、分支机构による形式で設立された場合は、本社が支給する運転資金が200万米ドル以上であること。</p>

お問い合わせ

本稿の詳細は、PwC 税務及びビジネスコンサルティングチームまでご連絡ください。

吳家裕
+86 (21) 2323 1828
peter.ng@cn.pwc.com

莊子男
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

黃佳
+86 (21) 2323 3029
elton.huang@cn.pwc.com

任穎麟
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

朱虹
+86 (21) 2323 3071
ray.zhu@cn.pwc.com

袁良健
+86 (21) 2323 2747
bill.yuan@cn.pwc.com



本稿では、中国または中国大陆は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2019 年 8 月 16 日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス** により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポール及び台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に关心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

Matthew Mui
+86 (10) 6533 3028
matthew.mui@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト

<http://www.pwccn.com> または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。

与跨国公司共舞——上海对地区总部发展亮新招

新知
中国税务/商务专业服务
二零一九年八月
第二十五期

摘要

2019年8月13日，上海市人民政府印发了《关于本市促进跨国公司地区总部发展的若干意见》¹(沪府规[2019]30号，以下简称《意见》)，从加大鼓励跨国公司地区总部(以下简称“地区总部”)聚集力度、提高投资便利度、资金使用自由度与便利度及贸易物流便利度四方面提出了30条促进地区总部发展的具体措施，以加快地区总部等功能性机构集聚上海、拓展功能和提升能级。《意见》将于2019年9月1日起开始正式实施，有效期至2024年8月31日。

《意见》放宽了地区总部及外商投资性公司的认定条件，提升了资金使用自由度，并提供了贸易、研发、物流、总部配套保障等政策，试图解决跨国公司运营的难点和痛点。未来待这些措施落地后，将为跨国公司在华业务提供极大便利，甚至带来全新的投资运营模式。对尚未进入中国或者准备进入中国的跨国公司，可以结合新政优化进入中国市场的安排。

详细内容

多年来，上海凭借地理位置优势、包容开放的投资环境，成为了内地吸引地区总部和外资研发中心最多的城市。根据上海市政府新闻通气会披露的数据，截至2019年7月底，上海已累计吸引跨国公司地区总部696家，研发中心450家。2019年以来，上海市相关部门通过走访调研、组织专题座谈等多种形式，对上海地区总部发展中存在的问题进行了梳理，针对总部经济发展中的问题提供解决方案。《意见》提出了以下一系列措施：

优化地区总部认定标准

在《意见》出台前，地区总部母公司总资产最低要求为3亿美元，对实缴注册资本和被授权管理的机构数量亦有要求。这对新兴经济(如互联网、服务行业)下轻资产模式的跨国公司要求颇高。此外，原规定下地区总部须为外商独资企业。随着中国资本市场的日益繁荣和开放，跨国公司可能也有在中国谋求上市的考量。若地区总部成为上市主体，将改变外商独资企业性质，对地区总部的资质造成影响。为了适应跨国公司的最新发展趋势以及吸引新兴经济地区总部落沪，《意见》提出放宽地区总部认定条件²，具体如下：

- 将跨国公司地区总部母公司总资产要求放宽至2亿美元，将跨国公司总部型机构母公司总资产要求放宽至1亿美元；



普华永道



- 取消跨国公司地区总部母公司实缴注册资本和地区总部被授权管理机构数量的限制，取消跨国公司总部型机构母公司在华投资企业数量限制；
- 取消跨国公司地区总部和总部型机构须为外商独资企业的限制。

上述放宽措施已体现在同日发布的《上海市鼓励跨国公司设立地区总部的规定》³(沪府规[2019]31号)中。根据该文件，一旦认定为地区总部，可按照有关规定获得开办、租房资助和其他奖励。在地区总部认定标准放宽后，相应资助奖励如何具体实施，还有待相关文件出台。

促进地区总部发挥功能

一方面，《意见》通过放宽地区总部认定条件来吸引更多地区总部落沪；另一方面，《意见》对应跨国公司投资、资金运作财务管理、采购与销售、研发、人力资源和物流分拨等六大总部功能，在投资便利度、资金使用自由度和便利度、贸易和物流便利度、研发便利化等方面寻求突破。

1) 放宽投资性公司设立条件

设立外商投资性公司对中国的投资进行管理，一直是外国投资者青睐的在华投资方式，因为外商投资性公司可以使用外汇资本金在中国作股权投资，并汇总各中国附属公司的股息再做集中分派。在《意见》出台前，外国投资者设立外商投资性公司需要满足一定条件⁴。根据该条件，意欲在中国设立投资性公司的跨国公司，都必须先在中国设立或收购外商投资企业，并实际缴付一定金额的注册资本。若跨国公司在中国设立投资性公司的目的是希望通过它来管理所有中国的投资，那么该跨国公司在设立投资性公司后，还需将其在中国的各项投资通过重组等方式转让至该投资性公司。这一步可能会产生额外的税负，实务操作中也存在不确定性。

此次出台的《意见》将设立申请前资产总额降低为不低于2亿美元，并且取消了境内实缴注册资本或投资企业数量要求。这对于一些尚未进入中国或者准备进入中国的跨国企业来说是利好消息，因为在新政策下，跨国企业可以先行设立投资性公司而后再仔细部署进行投资，简化跨国公司在中国投资的架构搭建步骤，避免上述情况中的额外税负及实务操作中的不确定性，增加了投资便利度。

2) 提高资金使用自由度

在提高资金使用自由度和便利度方面，《意见》推出了13条措施，涵盖外汇管理、金融市场、跨境人民币业务等内容。其中包括跨境资金池业务下集中运营管理、经常项目资金集中收付和轧差净额结算业务、集中外债(或境外放款)管理、资金池多币种国内资金主账户管理等。这与国家外汇管理局此前发布的《跨国公司跨境资金集中运营管理规定》⁵(汇发[2019]7号)中提及的措施也相呼应。在新政下，地区总部进行跨境资金池备案后，就可以按照宏观审慎原则和商业需要，自行集中管理其成员企业的外债和境外放款，而无需分币种、分债权人/债务人逐笔办理外债(或境外放款)登记。这将强化地区总部的资金调配功能，得以充分利用其境内外流动现金，并集中管理汇率风险。同时，上述规定也为长期挂账等历史问题提供了解决新思路。

此外，《意见》还提及支持地区总部外籍员工参与A股境内上市公司股权激励资金管理，可以预见，这将为跨国公司在境内资本市场上市提供更多灵活性，对于在亚洲资本市场谋求拆分上市的跨国企业来说无疑将是一剂强心针。

3) 支持地区总部参与集团重组

关于跨国企业重组的税务处理，时常可能遇到政策不明确导致实操层面口径不一致的情况，从而为跨国企业带来投资风险。此次《意见》提出，市税务局、市财政局要负责为涉及地区总部的企业重组提供便利措施。从税务角度看，跨



境重组存在诸多政策未明确之处，如果未来上海能加强地区总部企业重组涉税事项的政策服务，为地区总部跨区域、跨税种进行协调，提高企业重组税收处理的确定性，将为跨国企业带来更多的投资信心。

4) 试点实施“一照多址”

《意见》提出，对地区总部的连锁企业，试点实施全市“一照多址”，提升贸易功能突出的地区总部开设连锁店的便利化程度。此前，地区总部中的连锁企业在母体法定住所之外从事经营活动的，都需要到市场监督管理部门办理分支机构营业登记，而“一照多址”则允许企业自主选择办理经营场所备案，有效节省企业办理营业执照的时间。而且，《意见》强调了适用范围为全市，即允许地区总部连锁企业在全市所有的分支机构均可申请办理经营场所备案，不受区县行政划分的限制。

除上述措施外，《意见》中颇引人注目的其他措施还包括：加强总部功能配套保障力度，如放开外籍高管家政服务人员出入境居留证件办理、支持引进国际知名医疗集团、便利外籍人士境外医保境内结算、鼓励引入优质外籍子女学校。在提高通关和物流便利措施方面，将率先推动原产地证自助打印与信用等级挂钩、支持开展关税保证保险试点、支持符合条件的地区总部开展跨区域外发加工或深加工结转、探索实行集团总担保、信用措施共享等海关监管措施、为地区总部注册登记、通关、减免税、保税等业务提供便利。在推动研发便利化方面，则主要体现在对研发型地区总部提供试验用材料进出口便利化、降低申请外资研发中心开办资助和房租补贴人数要求、加大涉外知识产权行政保护力度，为地区总部知识产权保驾护航。

注意要点

继《中国(上海)自由贸易试验区临港新片区总体方案》之后，《意见》是近期上海政府出台的又一重磅文件，彰显了上海主动适应跨国公司发展新趋势、国际贸易投资规则新变化的态度。相较而言，此次的《意见》提供了多层次、多方面的便利与支持，使地区总部获得的益处不仅仅是以往重点关注的财政补助与奖励，更多地着眼于对市场规则的尊重、企业未来的发展与营商环境的优化。

值得注意的是，在提升总部经济及总部职能方面，对于执行特定高附加值职能(例如研发等)的特定企业，除了从法律层面对于知识产权加大了保护力度，更进一步提出了一些货物进出口便利化、补贴普及化等便利措施，以扶持相关职能的发展。

可以预见，待《意见》中的政策落地后，这些措施将为跨国企业在华业务提供极大便利，甚至带来全新的投资运营模式。尤其是对于尚未进入中国或者准备进入中国的跨国公司，可以结合新政优化进入中国市场的安排，如是否在投资前先设立外商投资性公司，如何有效利用跨境资金池的功能等。同时，跨国企业还可考虑协同上海自贸区临港新片区的鼓励政策，合理布局在上海的投资，放大政策的积极效应。

注释

1. 详细内容请参见<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw12344/u26aw61406.html>
2. 《意见》实施前后地区总部和总部型机构认定条件比对请参见附录。
3. 详细内容请参见<http://www.shanghai.gov.cn/nw2/nw2314/nw2319/nw10800/nw42944/nw44392/u26aw61407.html>
4. 申请设立投资性公司应符合下列条件：
(一)1、外国投资者资信良好，拥有举办投资性公司所必需的经济实力，申请前一年该投资者的资产总额不低于四亿美元，且该投资者在中国境内已设立了外商投资企业，其实际缴付的注册资本的出资额超过一千万美元，或者；2、外国投资者资信良好，拥有举办投资性公司所必需的经济实力，该投资者在中国境内已设立了十个以上外商投资企业，其实际缴付的注册资本的出资额超过三千万美元；
(二)以合资方式设立投资性公司的，中国投资者应为资信良好，拥有举办投资性公司所必需的经济实力，申请前一年该投资者的资产总额不低于一亿元人民币。
5. 详细内容请参见<http://www.safe.gov.cn/safe/2019/0318/12717.html>



附录

	跨国公司地区总部	总部型机构
新规定	<p>(一)为具有独立法人资格的外商投资企业；</p> <p>(二)母公司的资产总额不低于 2 亿美元；</p> <p>(三)经母公司授权，承担在一个国家以上区域内的管理决策、资金管理、采购、销售、物流、结算、研发、培训等总部功能；</p> <p>(四)注册资本不低于 200 万美元；</p> <p>(五)基本符合前述条件，并为所在地区经济发展做出突出贡献的，可酌情考虑认定。</p>	<p>(一)为具有独立法人资格的外商投资企业或其分支机构；</p> <p>(二)母公司的资产总额不低于 1 亿美元；</p> <p>(三)经母公司授权，承担在一个国家以上区域内的管理决策、资金管理、采购、销售、物流、结算、研发、培训等总部功能；</p> <p>(四)注册资本不低于 100 万美元，如以分支机构形式设立的，总公司拨付的运营资金应不低于 100 万美元。</p>
原规定	<p>(一)须为具有独立法人资格的外商独资企业；</p> <p>(二)母公司的资产总额不低于 4 亿美元；服务业领域企业设立地区总部的，母公司资产总额不低于 3 亿美元；</p> <p>(三)母公司已在中国境内投资累计缴付的注册资本总额不低于 1000 万美元，且母公司授权管理的中国境内外企业不少于 3 个；或母公司授权管理的中国境内外企业不少于 6 个。基本符合前述条件，并为所在地区经济发展做出突出贡献的，可酌情考虑认定；</p> <p>(四)注册资本不低于 200 万美元。</p>	<p>(一)须为具有独立法人资格的外商独资企业或其分支机构；</p> <p>(二)母公司的资产总额不低于 2 亿美元，在中国境内已投资设立不少于 2 家外商投资企业，其中至少 1 家注册在上海；</p> <p>(三)注册资本不低于 200 万美元，如以分支机构形式设立的，总公司拨付的运营资金应不低于 200 万美元。</p>

与我们谈谈

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可能带来的影响，请联系普华永道税务及商务咨询团队：

吴家裕
+86 (21) 2323 1828
peter.ng@cn.pwc.com

庄子男
+86 (21) 2323 2580
spencer.chong@cn.pwc.com

黄佳
+86 (21) 2323 3029
elton.huang@cn.pwc.com

任颖麟
+86 (21) 2323 2518
alan.yam@cn.pwc.com

朱 虹
+86 (21) 2323 3071
ray.zhu@cn.pwc.com

袁良健
+86 (21) 2323 2747
bill.yuan@cn.pwc.com

普华永道税务及商务咨询团队在中国内地 23 个城市、香港、澳门、台湾及新加坡均设有办公室。团队拥有接近 3,750 位专业税务顾问及超过 200 多位合伙人，为客户提供全面的税务咨询及申报服务。结合普华永道强大的国际网络，我们的中国税务及商务咨询团队致力于为本地客户在他们的税务及商务问题上提供技术稳健、具有行业针对性、实用及全面的解决方案。



全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。
- “税界”网页版链接: <https://taxnews.pwchhk.com>



文中所称的中国是指中华人民共和国，但不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2019 年 8 月 16 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国、香港和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

梅杞成

电话: +86 (10) 6533 3028

matthew.mui@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道／罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchhk.com>

www.pwccn.com